

論点5: 法人の事務所に対する規制の在り方(1)
～論点1において**限定説**を採用した場合の考え方～

東京事務所

大阪事務所

社員1

社員2

A国法 (B国法)

B国法 (C国法)

A国法案件



B国法案件



C国法案件

取扱い禁止

D国法案件

取扱い禁止

取扱い禁止



取扱い禁止